

令和3年3月13日(土)安井小学校改築工事 工事説明会におけるご質疑・ご要望等への回答

分類	No	質問・要望内容	回答
安全管理	1	仮設計画図③の北東の車両出入口ゲートの位置が仮設計画図①'および②に比べ南側に寄ってきている。①'および②と同じ位置に出来ないのはなぜか。	<p>仮設計画図①'および②の段階（令和3年9月～令和5年2月）では、既存東校舎の東側において南北への児童動線が発生し工事車両動線と干渉するため、安全対策としてゲート位置を少し北側に寄せて接触事故等がより起きにくいよう配慮しています。また、ゲート付近は北側道路との境界沿いに全長約4mの透明の仮囲いパネルを設置することで、車両出入りに対する北側からの視認性を高める計画としています。</p> <p>仮設計画図③の段階（令和5年4月～令和5年8月）では児童動線との干渉が無くなるため、車両同士の事故がより起きにくいようゲート位置を交差点からできるだけ離隔し、配慮しています。</p>
安全管理	2	万葉苑筋の車両交通量が増えることで、水道、下水道等のインフラに影響は出ないか。断水はないか。	<p>工事着手時、土木管理課に工事車両通行届出書を提出し、工事全体での車両台数を報告します。また、特殊車両についても、適宜土木管理課に特殊車両の通行許可申請書を提出し、許可されたものを通行させます。明確な根拠はありませんが、元々バスが通行する道路であるため、工事車両の通行が加わることで地下構造物に影響が出ることはないと考えています。万が一工事が原因で道路等に損害を与えた場合は、原状復旧します。</p>
安全管理	3	なぜ万葉苑筋を利用し、北側の市道西461号線を利用しないのか。警察協議は行ったのか。	<p>工事車両の通常ルートとして敷地東側の万葉苑筋を通行する旨の記載をしておりますが、工事車両が敷地南東の交差点を通行する機会を、安全面で極力少なくさせたいと考えており、工事車両はできる限り工事ヤード内を通過して北東出入口から北へ向かって搬出させようと考えています。通常、工事車両が道路を通行することについて警察に協議することはありません。</p> <p>また、北側の市道西461号線は、大型貨物、大型乗用車の通行制限がかかっているため、工事車両は通行させない計画としています。</p>
安全管理	4	通学路について、仮設計画図①では、東側から通学してくる児童にとっては遠回りすることになり、児童によっては、遠回りが嫌で敷地南東の交差点を渡るようなことにはならないか。また、通学路の変更は、児童にどのように指導していくのか。	<p>通学路については、以前の説明会でもご意見を頂いています。令和3年8月末には、北校舎の東側部分の解体が終了する予定であり、9月から敷地東側に通路を設け、通学に利用できるようにする予定です。</p> <p>敷地南東の交差点については、信号機がないため、通学路として利用することは、現在、考えていません。</p> <p>通学路の変更については、保護者の方に説明資料を配布しており、今後、学校からも詳細な説明をもらい、周知徹底されます。</p>

分類	No	質問・要望内容	回答
騒音・振動・粉塵対策	1	騒音・振動の基準値はどうか。結果はどのように公表するのか。騒音振動が規制値を超えた場合の対応はどのようにするのか。東校舎解体工事の際の騒音振動計は敷地北東の角ではなく、解体建物に寄せて設置した方がよくないか。	解体工事における騒音・振動の規制基準は、法令で定める基準として、敷地境界で騒音は85dB、振動は75dBとなっております。 敷地境界際に設置する騒音振動計は表示一体型の測定機械を使用し、外側から常時確認できるようにします。東校舎解体工事の際の設置位置は、工事説明資料に記載の位置に加え、解体建物に寄せた位置にも設置することとします。また、騒音振動計のデータについては、1週間毎に前週の結果を仮囲い北東部の掲示板において公開します。 基準値を超え続けた場合は工事を一度止め、作業方法を見直し、丁寧な作業に努めて参ります。
騒音・振動・粉塵対策	2	昨年夏のプール解体工事の際は散水が少なかった。しっかりと施工すること。	昨年のプール解体工事の際には、大変ご迷惑をお掛けし申し訳ございませんでした。今回の解体工事では、丁寧な作業で極力粉塵が発生しないように努めるとともに、大型の散水機を使用して風向きを考慮し2方向からしっかりと散水を行うことで粉塵抑制に努めて参ります。
騒音・振動・粉塵対策	3	低騒音型の重機を使用するというが、騒音はどの程度のものか。	低騒音型建設機械とはいえ、やはり機械が稼働している作業場付近ではそれなりに騒音が発生します。 発生源から敷地境界までの距離や、障害物、仮囲いによる音の低減があり、騒音については環境省の基準として敷地境界で85dB以下となるように努めて参ります。80dBの騒音の目安としては、走行中の電車内、救急車のサイレン（直近）、パチンコ店内、かなり大きな声といった程度であります。
騒音・振動・粉塵対策	4	外部足場の養生は建物からどれぐらいの高さまで設置するのか。上部はどのように囲うのか。	解体建物の外部足場の養生について、建物上部を囲い込むことまでは行いませんが、建物の最上部より約1.7m高く設置し、騒音・粉塵の抑制に配慮します。
騒音・振動・粉塵対策	5	敷地西側の道路工事でも振動があったが、騒音振動のピークについて対策を考えて欲しい。解体工事時、散水以外の粉塵対策はあるのか。基礎の解体で、ワイヤーソーなどの使用は考えられないか。	騒音振動の対策として、強引な作業は行わず丁寧な作業で着実に進めるよう努めます。 工事の方法としては、基本的にはハサミ状の圧砕機（最大開口幅1000～1400mm程度）で破碎、切断することで、騒音・振動を低減したいと考えています。圧砕機が使用できない箇所はブレーカーで叩いて細かく砕くため、騒音・振動・粉塵が発生しやすくなりますが、使用を最小限に抑えるとともに、細心の注意を払い丁寧な作業を心掛けます。

分類	No	質問・要望内容	回答
騒音・振動・粉塵対策	6	タワークレーンを使用しないか。クローラークレーンの場合、移動による振動対策を教えてください。	今回の計画建物は横に広い形状であるため、作業半径（範囲）が広く、移動も可能なクローラークレーンで予定しています。作業半径を見極め、極力動かさずに長時間作業できる位置に配置しますが、移動が必要な場合は、振動低減及び転倒対策を合わせてクローラークレーンの移動範囲に鉄板を敷くとともに、大きな振動をさせないようにゆっくり移動させるようにします。
騒音・振動・粉塵対策	7	(新校舎建設後の) 仮設校舎の解体情報を教えてください。振動・騒音・粉塵対策をきちんとして欲しい。	別途工事となる仮設校舎の解体業者には、今回、改築工事にて説明しました作業条件や車両運行経路、安全対策等に準じて、施工するよう伝えます。工程等の詳細については、工事着手前に説明資料を配布する等して、市からお知らせさせていただきます。
補償対応	1	家や車に、工事に伴うホコリが積もったら洗浄してくれるのか。	工事が原因のホコリについては対応します。
補償対応	2	自宅の壁等に被害があった場合、対応してくれるのか。	事前事後に個別に家屋調査を実施します。工事が原因で損害を与えた場合、対応します。
アスベスト対策	1	解体校舎に含まれる、アスベスト含有建材の種類を説明してほしい。	アスベスト調査については、設計時の事前の調査段階から有資格者も交え、机上調査・現地調査を重ねてきました。結果については、【別紙1】安井小学校アスベスト含有建材一覧をご参照下さい。
アスベスト対策	2	吹付部材は過去に分析は行ったということだが、解体に先立ち改めて分析は行ったか。最新の調査が必要ではないか。	設計時の事前の調査段階において、過去に分析調査を実施済みであるため改めて調査の必要がない箇所は、再調査を行っておりません。 施工業者においては設計図書の情報を元に現地で事前調査を行います。また、解体工事の進捗に伴い、見隠れ部等で新たにアスベスト含有の疑いのある建材が発覚した場合は、作業を一時中断し、必要に応じて追加調査を行います。
アスベスト対策	3	アスベストの気中濃度の規制値を教えてください。	気中濃度測定のアスベスト濃度は、法令に基づく明確な基準はありませんが、環境省の目安とする数値（1本/ℓ）以下とします。

分類	No	質問・要望内容	回答
ア ス ベ ス ト 対 策	4	集塵機付グラインダー工法であっても負圧対応を検討して欲しい。	アスベスト除去工法の選定にあたって、飛散防止の観点から最も重要なことは、可能な限り粉塵が発生しない、または発生量が少ない工法を選定することです。今回選定した集塵機付ディスクグラインダー工法とは、厚生労働省・環境省のHPで公開されている「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル【暫定版】令和3年3月」によると、十分な集塵機能を有し飛散防止措置が講じられているため、負圧のみならず隔離養生も不要とされている安全な工法です。 なお、令和3年3月19日、改めて市環境保全課に上述の施工計画で問題がないことを確認しております。
ア ス ベ ス ト 対 策	5	説明会資料のアスベスト除去工法の変更は差し替えて公表するべきだ。	別添の安井小学校改築工事 工事説明資料（修正版）をご参照下さい。
ア ス ベ ス ト 対 策	6	剥離剤併用について、無機の下地調整材では効果がないのでは。試験施工は実施したのか。	西校舎のアスベスト除去工事に際して剥離剤を併用するのは、除去面を湿潤化させることで飛散防止の効果を得ることを目的としております。 なお、令和3年3月20日、西校舎の下地調整材に対して剥離剤の試験施工を行い、下地調整材が除去できることを確認しました。また、施工前には改めて試験施工を行い、除去面に最も適した材料を選定します。
ア ス ベ ス ト 対 策	7	玄関ホール、渡り廊下、および印刷室の折板屋根の裏打ち断熱材はアスベストの含有建材レベルが2であるが、撤去方法はどうか。	ご指摘の建材はレベル2とみなしており、撤去方法については、【別紙1】安井小学校アスベスト含有建材一覧の「【北校舎】玄関ホール・印刷室」および「【西校舎】渡り廊下」の欄をご覧ください。
ア ス ベ ス ト 対 策	8	検査立会は第三者として環境保全課も行うようにして欲しい。	養生完了時および除去完了時においては、市環境保全課の確認を受けることとしております。

分類	No	質問・要望内容	回答
ア ス ベ ス ト 対 策	9	<p>気中濃度測定の間隔はどの程度か。環境保全課とも協議すること。</p>	<p>本来、飛散性の高い吹付材等の除去作業の場合に気中濃度測定を実施することが一般的とされています。本件工事では極めてアスベストが飛散しにくいとされている工法を採用しますが、周辺環境へ配慮するため、下記要領で気中濃度測定を実施することとしています。</p> <p>(1) <u>施工業者による測定</u></p> <p>○測定箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事前 作業場付近で1カ所 ・工事中 作業場内2カ所と施工区画周囲4カ所 ・工事後 作業場付近で1カ所 <p>○工事中の測定頻度</p> <p>飛散防止対策が確実に履行されていることを定期的に確認する目的であることから、1回以上/週行います。</p> <p>(2) <u>第三者による測定</u></p> <p>○施工業者による測定に加え、アスベストが飛散していないことを客観的に確認するため実施する計画としています。測定方法については業者が決定し次第、市HP（ページ番号：96745785）にて公表します。</p> <p>なお、令和3年3月19日、改めて市環境保全課に上述の測定計画で問題がないことを確認しております。</p>
ア ス ベ ス ト 対 策	10	<p>気中濃度測定の結果は公開してほしい。</p>	<p>気中濃度測定の結果は市HP（ページ番号：96745785）にて公開します。公開頻度は1回程度/月で考えています。</p>
ア ス ベ ス ト 対 策	11	<p>デジタル粉塵測定器を用いて、常時モニタリングすべき。環境保全課とも協議すること。</p>	<p>デジタル粉塵測定器を用いたモニタリングは、一般的に負圧の隔離養生を行う場合に、セキュリティゾーンの入口および集塵・排気装置の排気口で行います。今回のアスベスト除去工事では負圧の隔離養生を行わないため、デジタル粉塵測定器の使用は予定しておりません。</p> <p>デジタル粉塵測定器を用いた場合、直近で行う解体工事により発生するアスベスト以外の粒子を捕集することで頻繁に警告が出てしまい、解体工事の進捗に影響を及ぼすことが想定されるため、今回のような工事では、デジタル粉塵測定器を用いることは適切でないと考えています。</p> <p>なお、令和3年3月19日、改めて市環境保全課に上述の通りで問題がないことを確認しております。</p>

分類	No	質問・要望内容	回答
施設計画	1	太陽光パネルに使用されている有害物質による、健康被害、将来的な処分問題はどうか考えるか、原発と同様によく考えて欲しい。強風等による飛散被害はどうか。落雷による破損はどうか。カラス等の接触による感電はどうか。	風速等を踏まえた構造検討をしており、一般に破損、飛散等の心配はありません。また、破損しない限り有害物質の流出はありません。気温の上昇については、火力発電よりクリーンなエネルギーであるため、気温の上昇は少ないと考えています。カラス等の感電については、パネルの裏側に配線を固定しているため、容易に触れることができず感電のリスクは少ないです。
施設計画	2	太陽光発電の整備する意図は何か。10～20年のサイクルで太陽光パネルの交換費等が高く、コストの使い道を改めて考え直してはどうか。処分費問題も考慮して設置しない方が良いのではないか。	費用対効果ではメリットはなく、教育の観点から設置しています。また20年後に更新の場合には世の中の情勢を踏まえて更新するか検討する必要があると考えています。2040年の大量処分については、意見として参考にさせて頂き、検討して参ります。
施設計画	3	校舎と体育館を結ぶ道路上空の渡り廊下は車いすで移動可能か。雨に濡れることなく体育館へは至れるか。	空中通路は2.5階のレベルにあり、上下移動を階段を利用して行うため、車イス利用者の利用は困難です。新校舎と既存体育館の間は、庇や空中通路の下部を横断することで雨に濡れにくい計画としています。
施設計画	4	運動場にあるシンボリックな樹木は残せないか。	基本計画時に検討した結果、既存樹木を残したまま、改築することになると校舎形状等が制約を受けるので、改築事業の目的である運動場面積を広げることが困難でした。また、大きくなってしまった樹木を移設することも難しいため、写真等、何らかの形で残すことができないか、学校と検討します。
施設計画	5	校舎改築後は、既存北校舎より東側部分が短くなり、北側の民家へ風が強く吹いてくることを心配している。高木を植えることで、風よけの対策となると聞いているが、運動場の東側と南側に設置するようなフェンスを北側にも設置することはできないか。	運動場東側や南側に設置しているのは、防球ネットであり、風よけのフェンスとして設置しているわけではありません。現状、高木などの植栽による対策にて、ご理解下さい。今回、改めてご意見を頂きましたので、植栽以外での対策がないか模索して参ります。
その他	1	説明者側の出席者が不明。名簿等を提示して欲しい。	別添の安井小学校改築工事 工事説明会議事録に記載の通りです。